

## 献血血液の研究開発等への使用に関する報告の概要

### 1. 報告の趣旨

令和2年8月26日薬生血発0826第3号厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長通知「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定する採血等の制限の考え方について」の一部改正について」別添の3.(2)エにおいて、「採血事業者又は血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を使用し、又は提供した量、その使用目的等の使用状況について、年度毎に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。」とされている(別添)。

### 2. 各企業の提供状況について

提供期間 : 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
提供件数 : 442件(新規40件、継続402件)

#### ○ 日本赤十字社

合計 : 424件(新規27件、継続397件)  
外部 : 243件(新規27件、継続216件)  
内部 : 181件(新規0件、継続181件)

#### ○ KMバイオロジクス株式会社

合計 : 3件(新規3件、継続0件)  
外部 : 1件(新規1件、継続0件)  
内部 : 2件(新規2件、継続0件)

#### ○ 日本血液製剤機構

合計 : 10件(新規6件、継続4件)  
外部 : 6件(新規5件、継続1件)  
内部 : 4件(新規1件、継続3件)

- 武田薬品工業株式会社
  - 合計：5件（新規4件、継続1件）
  - 外部：4件（新規4件、継続0件）
  - 内部：1件（新規0件、継続1件）

令和2年8月26日薬生血発0826第3号厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長通知「「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定する採血等の制限の考え方について」の一部改正について」（抄）

(別添)

### 3. 製造の制限の例外

(2) 血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を原料とする場合

#### エ 報告

採血事業者又は血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物等を使用し、又は提供した量、その使用目的等の使用状況について、年度毎に血液事業部会運営委員会に報告するものとする。